

⑧ 農業活動継続のための生産条件の強化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	黒部市 越野地区棚田中山間地域管理協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 13.1ha (うち 10.2ha で多面的機能支払を実施)			
田 (13.1ha)	畑 (0ha)	草地 (0ha)	採草放牧地 (0ha)
水稻、麦、大豆	—	—	—
交付金額 314万円	個人配分		20%
	共同取組 活動 80%	農道・水路等の維持管理	5%
		農用地の維持管理 事務費等	70% 5%
協定参加者	農業者41人、(農)越野宮農組合、(有)林農産、(有)グリーンビジネス橋本		開始：令和2年度
人・農地プランの作成状況	若栗地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、富山県の東の玄関口、北陸新幹線「黒部宇奈月温泉駅」のある若栗地区内に位置し、水稻を主体とした営農が行われている。南側に急勾配農用地が数多く存在し、広大な法面の草刈りや農道、水路の管理が負担となり、また、有害鳥獣による農作物被害から、耕作意欲の減衰が懸念されていた。

このような状況の中、令和2年度に指定棚田地域の指定を受けたことから中山間直接支払制度の取り組みを開始し、農地保全や棚田地域の振興に取り組んでいる。

3. 取組の内容

当集落は、農業生産法人及び個人農家が連絡を取り協力し合って、農道、水路の維持管理や、有害鳥獣対策用の侵入防止柵の設置等を実施している。また、棚田地域振興緊急支援事業等を活用して農用地の石礫除去や、生産性向上加算等を活用して防草シートを設置するなど農業生産条件の強化を図っている。

高齢化による新たな人材の確保の一環として、トラクター、コンバイン、ドローンの操作等を協定参加者の子(5名)に任せるなど、後継者の育成と教育に取り組んでいる。



防草シート設置状況



侵入防止柵設置状況

協議会の将来像

- 協定の担い手となる更なる新たな人材の育成・確保
- 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保

将来像を実現するための活動目標

- 農業生産条件の強化（水田の均平化と農地内の石礫除去を実施し、生産効率を向上）
- 農産物の販路の確保（道の駅やスーパー等への出品を充実し、直販体制を構築）

農業生産活動等

農地の耕作・管理

（田 10.3ha）

共同取組（耕作）個別対応（管理）

農地・水路・農道の管理

（草刈り、清掃、エザライ）

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

（随時）

共同取組活動

鳥獣害防止対策

侵入防止柵等の設置・

維持管理

（点検、補修）

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り

（約 1.0ha、年2回）

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落内の農事組合法人が支援を行い、活動の継続を図る。

共同取組活動

生産性向上加算

（令和5年度～）

共同取組活動

集落外との連携

- 集落外の認定農業者において、集落内の農用地を受託

4. 今後の課題等

急勾配な法面の草刈りや農道、水路の管理が負担となり、また、有害鳥獣による農作物被害から、耕作意欲の減衰が懸念されている。将来にわたり農業生産活動が可能となる環境整備を実施していく。

これまでの主な成果

- 共同取組活動による農地・水路・農道の維持管理
- 有害鳥獣侵入防止柵の設置・管理（2.5km）
- 防草シートの設置（0.3ha）
- 農用地の石礫除去（0.9ka）と均平化

⑨生産性向上加算を活用した土壌の質向上

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 ^{はらの} 原野 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 4.9ha (うち 4.7ha で多面的機能支払を実施)			
田 (4.8ha)	畑 (0.1ha)	草地	採草放牧地
水稻、そば、山菜	野菜	—	—
交付金額 139万円	個人配分		41%
	共同取組 活動 59%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	21%
		農地の維持・管理	25%
		役員報酬、研修会費等 その他	9% 4%
協定参加者	農業者 11人	開始：平成 12 年度	
人・農地プランの作成状況	若栗地域全域で作成済		
	梅檀山南部地区で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

昭和56年に圃場整備を行い、水源が一本化されたのを機に2.5kmの用水路の維持・管理を共同で行ってきた。しかしながら、農業従事者の高齢化に伴う離農などで、耕作者だけで用水路を維持・管理することが困難になってきたため、土地持ち非農家も含めて集落協定を締結するに至った。

3. 取組の内容

原野地区では、平成12年に開店した直売施設において、地場産野菜の販売を実施するなど、地産地消に取り組んできた。また、平成17年から転作作物として野菜等の栽培の作付けを拡大し、地区内の加工施設や直売施設にて販売を行っているうえ、地元産そば粉100%を使用した「十割そばの店」を平成16年から協定参加者で共同営業している。

そばの作付け面積の拡大を図るために耕作放棄地を利用するかたわら、生産性向上加算制度を活用し、その耕作放棄地に土壌づくりのために肥料を散布し、土壌の質のさらなる向上に取り組んでいる。その結果、品質が向上した米を販売するため、他の集落と共通パッケージ「棚田米」としてブランド化し、PRを行うことで、農産物直売所等と「十割そばの店」の売り上げをこれまで以上に増やすことを目標としている。



耕作放棄地



棚田米共通パッケージ

協議会の将来像

- 耕作放棄されそうな農用地について、集落内外の担い手農家や集落協定者が分割して農作業を行うことで、耕作放棄を未然に防ぐ。

将来像を実現するための活動目標

- 米・野菜・そば・山菜を作付けし、各種イベントや直売所等で販売することで販売拡大を行う。
- 米をブランド化し、共通パッケージ作成することによって差別化し、販売拡大を行う。
- 土砂の流入しやすい用水路に蓋をすることで、用水路の管理軽減を行う。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 4.8ha)

個別対応、共同取組活動

水路・農道の管理

- ・水路の江浚い、草刈り (年1回)
- ・農道の草刈り (年2回)

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(年1回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年1回)

個別対応、共同取組活動

景観作物の作付け

- ・コスモス等の植栽

共同取組活動

生産性向上加算

- ・耕作放棄地に土壌づくりの肥料散布

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

地場産農産物等の加工・販売

- ・野菜、山菜の栽培面積の拡大
- ・そば店での加工販売
- ・野菜、山菜の加工販売

共同取組活動

超急傾斜農地保全管理加算

- ・鳥獣害防止の電気柵設置
- ・米をブランド化し、共通パッケージにて販売拡大

共同取組活動

4. 今後の課題等

集落において水路管理が十分にできなくなっていること、また新たな問題として鳥獣による農作物被害が発生したことから、用水路に蓋を掛けるなどの取組による管理作業の軽減、地域一帯で農地に電気柵を設置して適正管理を図っている。今後は、農業者の高齢化や担い手不足がますます進行する中で、農業生産活動の維持や農地保全を行うためには、集落の共同取組活動である施設管理のほか、営農面においても地域農業をサポートする取組が必要となる。

これまでの主な成果

- 水路の改修及び農道舗装工事による管理の軽減化
 - ・水路にコンクリート蓋の敷設(40cm角) 585m
 - ・農道のコンクリート舗装(3m幅) 977m
- 地場産農産物の加工・販売量の拡大
 - ・野菜・そば・山菜の栽培面積 55a
 - ・そば処の店での加工販売、農産物直売所等での販売
- 花の街道(農道)
 - ・アジサイ街道 200m
- 電気柵設置
- コスモス作付

⑩農作業の省力化に向けた取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	射水市 <small>みやしんでん ち く かんきょう ほ ぜんかい</small> 宮新田地区環境保全会 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 7.6ha (うち 7.6ha で多面的機能支払を実施)			
田 (7.6ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、麦	—	—	—
交付金額 100万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	0%
		農地の維持・管理	70%
		役員報酬、研修会費等 その他	0% 30%
協定参加者	非農業者 4人、(農) 宮新田		開始：令和2年度
人・農地プランの作成状況	櫛田地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

宮新田集落は射水市の南西部丘陵地帯に位置し、主に水稻を栽培している。平成19年度より「宮新田地区環境保全会」を立ち上げ農地・水保全管理支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、農村環境保全活動を実施してきたが、令和元年度に櫛田地区が指定棚田地域の指定を受けたことにより、第5期対策（令和2年度）より本制度に取り組めることとなった。

3. 取組の内容

本集落では、水路、農道の維持管理を始め、農地法面の定期的な点検や周辺林地の下草刈り等を共同で行っている。また、生産性向上加算を活用し、本集落内にある軟弱農地での作業可能なトラクターやロータリ等のアタッチメントを導入することで、農作業に要する負担の軽減に取り組んでいる。



トラクターによる麦の播種作業



イノシシ柵周りの草刈り

協議会の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築

将来像を実現するための活動目標

- 耕作地環境（法面下などの軟弱地盤等）に合った機械化を図り、作業の共同化意識の維持を図る。
- 農用地における既存暗渠排水の改修や更新を図ることにより、水はけの良い農地を確保し、機械の大型化や転作物への対応を図る。

農業生産活動等

農地の耕作・管理

（田 7.6ha）

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路5.5km、年1～2回清掃、草刈り
- ・道路2.5km、年3回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

（年1回及び随時）

共同取組活動

鳥獣害防止対策

- ・電気柵の設置・管理（随時）

共同取組活動

簡易な基盤整備（適宜）

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
（約0.02ha、年2回）

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

生産性向上加算

（共同で使用するトラクター
及びアタッチメントの導入）

共同取組活動

集落外との連携

- ほ場整備に関して、近隣集落や土地改良区と協議

4. 今後の課題等

今後も高齢化が進み、集落共同活動の維持が年々困難になることが想定されるため、生産性向上加算を活用したトラクターやアタッチメントの導入等、更なる維持管理活動・農作業の省力化が課題となる。

また、作業効率を高めるため、大型ほ場整備に向け近隣集落や関係機関等との協議を進めていく。

これまでの主な成果

- 共同トラクター 1台導入
- ロータリ 1台導入

⑪ 集落全体で取り組む農業用施設の適正管理

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	魚津市 <small>ひらさわ</small> 平沢 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 3.64ha			
田 (3.64ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 42万円	個人配分		49%
	共同取組 活動 51%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	4%
		農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	28%
協定参加者	農業者 10人、非農業者 4人	開始：平成 12 年度	
人・農地プランの作成状況	集落地域全域で作成済		

2. 取組に至る経緯

当集落は魚津市中心街から南東へ約 9.4km の山間地に位置し、片貝川と急峻な斜面に挟まれた細長い地形である。

農業従事者の高齢化や鳥獣被害による営農意欲の低下が懸念されたことから、平成 12 年度に集落協定を締結し、中山間地域等直接支払制度等を活用しながら農地保全に努めている。

3. 取組の内容

急峻な山沿いにおいて、冬期に倒木や枯れ枝が落ち農道や水路を度々ふさいでいる。また、急峻な山肌から落石が発生し農地や水路に直撃することから、落石の撤去とこれが原因で損傷した水路等農業用施設の復旧が必要となっており、古くから悩まされている。毎年、雪解け時期に集落全員で力を合わせて、この活動からスタートする。

また、イノシシ等の被害が絶えないことから、その対策として、水田全体を電気柵で囲み、草刈り等の環境整備を共同で取り組み、持続可能な営農体制の構築に努めている。

このほか、令和 5 年度に試験的にそばの栽培に取り組んだ。そばの収穫量はわずかであったが、製粉機で挽いてそば粉にした。今後、この取組みを続けていく予定である。



用水路内の落石除去



そばの製粉（機械は市内で共有）

集落の将来像

- 電気柵、畦畔、法面、水路等の適正管理を集落ぐるみで行っていく体制を堅持する
- 将来にわたり、農業生産活動の継続が可能となる体制を構築する

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続的農業生産体制の構築

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 3.64ha)
個別対応

水路・農道の管理
清掃、草刈り、簡易補修
共同取組活動

鳥獣被害防止対策
・電気柵の適正な維持管理
共同取組活動

多面的機能増進活動

農地と一体となった周辺
林地の下草刈り
(約 0.2ha)
共同取組活動

景観作物等の作付
休耕田にひまわり、そば
(約 0.05ha) を作付け
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
共同取組活動

農地法面の崩壊を未然に防
止するため、定期的な点検
を行い、落石等があれば除
去する。
共同取組活動

集落外との連携

- 魚津市中山間地域連絡協議会を通して市全体の広域的な活動にも積極的に取り組んでいく。

4. 今後の課題等

今後も高齢化が進むことにより営農活動の継続に不安が募るが、共同で支え合う体制を維持しつつ、担い手の確保、育成に努めていきたい。

これまでの主な成果

- 電気柵の設置 (L = 1.9km)

⑫集落が一体となった農村景観の保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	小矢部市 ^{はにゅう} 埴生 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 6.0ha (うち 4.8ha で多面的機能支払を実施)			
田 (6.0ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、大麦	—	—	—
交付金額 100 万円	個人配分		48%
	共同取組 活動 52%	農道・水路等維持管理費 農地維持・管理活動費 (機械購入費含む)	33% 19%
協定参加者	農業者 25 名		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	埴生地域全域で作成済み		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた (有) 綾子南宮農組合を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

本集落は、小矢部市の西部に位置しており、水稻、大麦を中心とした営農が行われている。

今後は高齢化により担い手不足が進み、営農活動のみならず集落機能等の維持が困難となることが懸念されたことから、平成 13 年度より本制度に取り組むこととした。

3. 取組の内容

水路・農道等の維持管理を始め、鳥獣被害防止のために電気柵の設置・管理、周辺林地の下草刈りを共同で行っている。

また、景観作物 (芍薬、菜種) の作付やスマート農業機械 (ラジコン草刈機) を活用した草刈りにより、豊かな農村環境整備に努めている。



芍薬の作付



ラジコン草刈機の活用

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動可能な集落内実施体制の構築

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 6.0ha)
個別対応 (水管理等)

水路・農道の管理
・水路 清掃、草刈り
・道路 簡易補修、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)
共同取組活動

鳥獣害防止対策
侵入防止柵等の設置
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物の作付
共同取組活動

豊かな農村環境の維持
景観の美化

農業生産活動の体制整備

用排水路補修
農道の補修
電気柵の設置
共同取組活動

4. 今後の課題等

集落内の高齢化に伴い、担い手不足が課題になっている。本市において、比較的若年層が多い当該地域において、若い世代に引き継げるよう努力するとともに、さらに機械化を進め最小限の人出で生産できるよう効率化を図っていく。

これまでの主な成果

- 景観作物の作付 (0.3ha)
- スマート農業機械を活用した農地の景観保全

⑬ 集落一体で実施する計画向上の取組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	おおまつ 上市町 大松 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 14.0ha			
田 (14ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 263 万円	個人配分		40%
	共同取組 活動 60%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	30%
		農地の維持・管理	22%
		役員報酬、研修会費等 その他	5% 3%
協定参加者	農業者 25 名		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	柿沢地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

上市町の南東に位置する当集落は、人口減少、高齢化に伴う担い手不足が深刻化しており、集落の将来を見据えたときに、集落として農用地全体を守っていく必要があると考え、平成 12 年度から集落の共同活動に活用できる中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる。

3. 取組の内容

当集落では、鳥獣害対策として、電気柵の設置及び定期点検を行っている。また、構成員の所有する農機具を共同利用しながら、用水や農道、電気柵設置周辺の草刈り、周辺防除に取り組んでいる。

さらに、6月には集落全体で景観づくりの一環としてフラワーラインを設置し、集落の景観の向上に努めている。



フラワーラインの設置



えざらい

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制を構築する。

将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備えてサポート体制を維持する。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田14ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路2km、年3回清掃、草刈り
・道路4km、年5回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約0.2ha、年3回)
個別対応

フラワーラインの設置
(フラワーラインを0.75km設置)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集落戦略の作成
共同取組活動

集落外との連携

- 隣接集落と連携し、共同防除や電気柵の設置に取り組んでいる。

4. 今後の課題等

農家の高齢化や担い手不足が大きな課題となっているため、事業の継続には農家や担い手の確保が欠かせない。近年では、イノシシによる鳥獣被害が拡大しており、継続的に鳥獣害対策に取り組む必要がある。

これまでの主な成果

- フラワーライン L=0.75km
- 電気柵設置 (L=2.0km)、猪防護柵 (L=2.4km)

⑭ 集落全体で取り組む農用地保全活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	朝日町 ^{たかばたけ} 高島 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 28.4ha (多面的機能支払は未実施)			
田 (28.4ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、大豆	—	—	—
交付金額 401 万円	個人配分		45%
	共同取組 活動 55%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	12%
		農地の維持・管理、鳥獣被害防止対策	40%
		役員報酬、研修会費等 その他	2% 1%
協定参加者	農業者 8 人、非農業者 36 人、農業生産法人 2	開始：平成 12 年度	
人・農地プランの作成状況	南保地区全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農業法人等を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

高島集落は朝日町の東側の山沿いに位置する中山間地集落である。農業者の高齢化と後継者不足により、農地の維持管理が困難となることが予想されたため、平成 12 年度 (第 1 期初年度) から中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる。

第 1 期対策時は耕作者のみでの協定締結であったが、第 2 期対策より、非農業者も協定に参加するようになり、現在では集落住民全体で共同取組活動を行い、農村景観の保全と集落機能の維持により、住みやすい集落づくりにつながっている。

3. 取組の内容

集落住民が一体となり、用水路の江ざらいや周辺林地の下草刈り、農道や水路法面の共同草刈を行っている。また、有害鳥獣の侵入防止対策については、設置・撤去や管理・補修作業などの労力を軽減する目的から、耐雪型侵入防止柵 (電気柵との複合柵) を導入している。柵の管理については、集落で保守管理班を編成し、7 班体制で春から冬に入るまで週 1 回、点検作業を実施している。



周辺林地の草刈



電気柵周辺の点検・修理

集落の将来像

- 電気柵設置で、有害鳥獣の侵入を防止することにより、住民の安全を保ち、安心して耕作していける環境を保持し続ける。
- 集落内に若手の担い手農家（法人）があり、その担い手へ農地集積するなど協定農用地を耕作地として維持する。



将来像を実現するための活動目標

- 「電気柵フェンス」の点検・保全を住民全員で継続する。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 28.4ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路 年1回共同清掃、共同草刈り
- ・道路 年4回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)

共同取組活動

電気柵保守点検・管理
(7班体制で週1回)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年1回共同作業)

(約0.3ha)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の
補修・改良

共同取組活動

担い手への集積及び農作業
の委託

共同取組活動



集落外との連携

- 有害鳥獣対策において、隣接する集落と農作物被害に関する情報を共有し、捕獲活動や被害防止活動を実施。

4. 今後の課題等

集落住民の高齢化による、耐雪型侵入防止柵の点検や、補修等の維持管理を行う人員の確保。

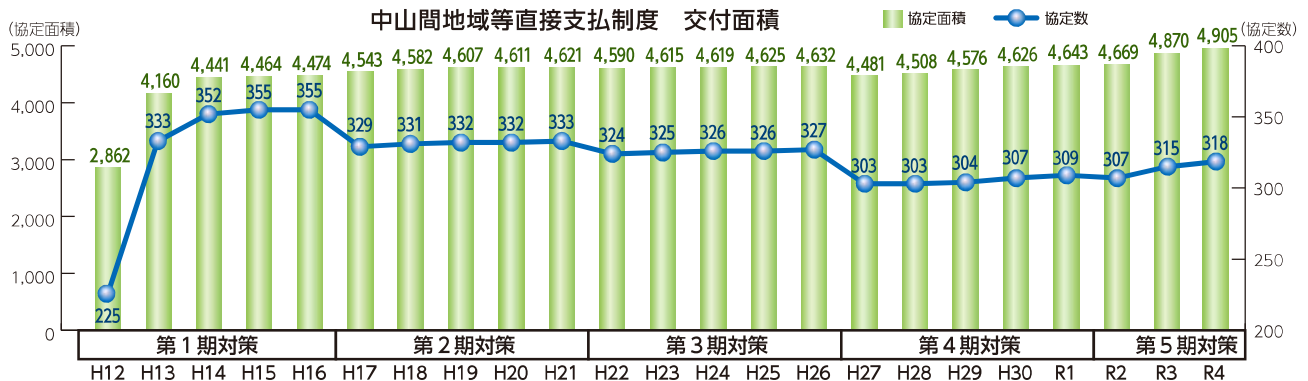
営農継続困難農地が発生した場合の引き受け手として、集落内の担い手農家を優先するが、集落外の担い手農家も検討対象とする。

これまでの主な成果

- 非農業者の集落協定参加者の増
第2期対策時 (H27) 4名
第3期対策時 (H22) 18名
第4期対策時 (H27) 25名
第5期対策時 (R2) 33名
- 耐雪型侵入防止柵の設置 (R4年度まで) : L = 2,115 m

富山県中山間地域等直接支払制度の実施状況

本県の中山間地域等直接支払制度の変遷



各対策期間における制度見直し状況と時期対策への課題

第1期 (H12~H16)	第2期 (H17~H21)	第3期 (H22~H26)	第4期 (H27~R1)	第5期 (R2~R6)
<p>■次期対策への課題 今後とも継続実施すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○状況に変化はなく、基本的に制度を維持。他施策との連携が必要 ○農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組の推進が重要。 	<p>体制整備単価を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価（10割）とし、それ以外は基礎単価（8割）とする仕組みを導入。 ○農地集積、法人化等に加算 ○担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算を新設。 ○集落マスタープランの作成を義務付け ○10～15年後の集落の将来像の明確化と、その実現に向けた5年間の活動内容を協定に位置付け。 <p>■次期対策への課題 高齢化で協定維持が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行していることから、高齢農家の多くが協定から離脱することを懸念。 	<p>体制整備の新たな要件を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動等が困難となった高齢農家等を、集落で助け合う仕組みを協定に位置付けた場合、体制整備単価（10割）を交付するC要件を新設。 ○団地要件を緩和 ○「1ha以上の一団の農用地要件」を緩和（小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば可）。 ○小規模・高齢化集落の農用地の保全を他の集落がサポートする場合の加算を新設。 ○離島平坦地等への取組拡大 (H23～) ○生産条件が不利な離島の平地等も支援対象とする知事特認制度を充実。東日本大震災被災地での特別措置を創設 (H24～) ○津波災害地域を対象とした特別を創設。 ○集落連携促進加算を創設 (H25～) ○未実施集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う協定を支援する加算を新設。 <p>■次期対策への課題 人口減少・高齢化の更なる進行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担い手への農地利用集積や、人材の呼び込みを図りつつ行う集落間の連携・協定の広域化等が必要。 	<p>体制整備要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体制整備要件を見直し、農地集積や女性・若者等の参画を促す措置を導入。 ○集落連携加算の拡充 ○複数集落が広域の協定を締結し、農業生産活動等の体制づくりを行う場合の加算を拡充。 ○超急傾斜加算の新設 ○超急傾斜農地の保全等を支援する加算措置を新設。 ※H29より基礎単価で交付可能とする要件緩和。 ○受給上限の見直し ○担い手育成や地方創生等に資するよう、個人配分の受給上限を見直し。 ※H27年度100万円→250万円、R1年度250万円→500万円 ○交付金返還措置の見直し ○交付金返還の免責事由を見直し。 ○集落戦略を定め広域で活動する集落の交付金返還措置を軽減。 ○地域営農体制緊急支援試行加算の新設 (R1) ○次期対策への課題を踏まえた試行的な加算を措置。 ○＜人材活用整備型＞ ○＜集落機能強化型＞ ○地域運営組織の設立等集落機能強化の取組を支援 ○＜スマート農業推進型＞ ○省力化技術を導入した営農活動等を支援 <p>【次期対策への課題】 人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢化・人口減少を背景に、人員・人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化、農業収入の減少等本制度の実施に当たったの負担や不安が増大。これらに対応した取組が必要。 	<p>体制整備要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策期間を超えて農業生産活動を継続を促すため、体制整備単価の要件を「集落戦略の作成」に一本化。 ○前向きな取組への支援の強化 ○課題に対応し、より前向きな取組への支援として、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設、「集落協定広域化加算」を拡充。 ○棚田地域への対応 ○R1年施行の棚田地域振興法に対応し、対象地域に「指定棚田地域」を追加、認定計画に基づく活動を支援する「棚田地域振興活動加算」を新設。 ○R4年度から棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち、超急傾斜地について単価を増額。 ○交付金返還措置の見直し ○遊及返還の対象農用地を、協定農用地全体から該当農用地のみに変更。 ○事務負担の軽減 ○現地確認の省力化、協定書様式の見直し。

本制度の実施状況（令和5年8月公表） 県内市町村別実施状況（令和4年度）

1. 協定数

市町村	計	集 落 協 定	
		基礎単価	体制整備単価
富山市	75	75	62
高岡市	11	11	10
魚津市	24	24	22
氷見市	43	43	43
滑川市	15	15	15
黒部市	23	23	23
砺波市	18	18	17
小矢部市	27	27	22
南砺市	50	50	40
射水市	8	8	8
上市町	8	8	8
立山町	10	10	10
朝日町	6	6	6
富山県計	318	318	286

2. 交付面積

(単位：ha)

市町村	計	集 落 協 定	
		基礎単価	体制整備単価
富山市	1,147	1,147	1,007
高岡市	140	140	133
魚津市	353	353	346
氷見市	549	549	549
滑川市	435	435	435
黒部市	428	428	428
砺波市	116	116	106
小矢部市	232	232	211
南砺市	1,024	1,024	889
射水市	94	94	94
上市町	110	110	110
立山町	160	160	160
朝日町	117	117	117
富山県計	4,905	4,905	4,585

3. 交付面積率

(単位：ha)

市町村	対象農用地面積	協定面積	交付面積	交付面積率
富山市	1,492	1,147	1,147	76.9%
高岡市	143	140	140	97.5%
魚津市	393	353	353	89.9%
氷見市	708	549	549	77.5%
滑川市	440	435	435	98.9%
黒部市	493	428	428	86.7%
砺波市	180	116	116	64.7%
小矢部市	234	232	232	99.1%
南砺市	1,117	1,024	1,024	91.7%
射水市	94	94	94	100.0%
上市町	169	110	110	65.2%
立山町	199	160	160	80.4%
朝日町	122	117	117	95.4%
富山県計	5,785	4,905	4,905	84.8%

4. 交付金額

(単位：百万円)

市町村	計	基礎単価	体制整備単価
富山市	196	20	176
高岡市	28	1	27
魚津市	53	1	52
氷見市	91	0	91
滑川市	98	0	98
黒部市	67	0	67
砺波市	23	2	21
小矢部市	43	3	40
南砺市	158	18	140
射水市	13	0	13
上市町	16	0	16
立山町	27	0	27
朝日町	13	0	13
富山県計	826	45	781

5. 加算措置取組面積

(単位：件数、ha)

市町村	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
富山市	2	37	2	14	1	55	2	28	6	200
高岡市	5	56	0	0	0	0	0	0	0	0
魚津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	5	84	9	50	2	84	5	86	17	247
滑川市	5	137	0	0	0	0	0	0	0	0
黒部市	2	22	0	0	0	0	0	0	0	0
砺波市	0	0	3	11	0	0	1	11	3	21
小矢部市	0	0	0	0	0	0	1	20	3	68
南砺市	0	0	3	19	0	0	3	82	4	96
射水市	1	4	0	0	0	0	1	4	6	80
上市町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立山町	6	45	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県計	26	385	17	94	3	139	13	231	39	712

棚田地域振興活動加算の状況

○令和2年度～棚田地域振興活動加算の活用状況

・協定数 26（富山市2、高岡市5、氷見市5、滑川市5、黒部市2、射水市1、立山町6）

○棚田地域振興活動加算と認定棚田地域振興活動計画の目標の整合を第三者機関による確認・

意見聴取を行う必要がある。（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の2による）

→富山県農山村振興対策委員会

○令和2年度の確認状況(令和3年2月17日開催)

市町村	集落協定名
富山市	小羽地区広域
高岡市	沢川
	山川
氷見市	細越
	論田
	長坂
	胡桃
	熊無
黒部市	枕野
	浦山12区

市町村	集落協定名
射水市	野手地区環境保全会
立山町	四谷尾
	芦見
	谷口
	六郎谷
	虫谷
	谷口

○令和3年度の確認状況
(令和4年5月20日開催)

市町村	集落協定名
富山市	鎌倉
高岡市	沢川※
	山川※
	下山田
	東保新

※内容の変更

○令和4年度の確認状況
(令和5年2月20日開催)

市町村	集落協定名
高岡市	五位
滑川市	小森
	田林
	東福寺
	大崎野
	東福寺野

さらなる集落の 活性化に向けて

ポイント
1

集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から20年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の荒廃農地については、集落や地域など皆さんの力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、荒廃農地の復元に対する支援もあります。）

ポイント
2

地域農業の維持・活性化のため、 引き続き地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント
3

交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒 937-0863 魚津市新宿 10-7
TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒 930-0096 富山市舟橋北町 1-11
TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒 933-0806 高岡市赤祖父 211
TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒 939-1386 砺波市幸町 1-7
TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒 930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427

表紙の写真は、第13回「とやまの農山村写真展」受賞作品です。

中央：特別賞「楽しい田植え」（南砺市相倉）

左上：最優秀賞「田んぼの学校」（富山市婦中町下邑）

右上：棚田賞「上手になってきたよ〜」（富山市婦中町）



元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例